

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 120 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前													改正後												
1 別表第 2 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び経営企画部長等専決事項（第 5 条、第 31 条、第 34 条関係）													別表第 2 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び経営企画部長等専決事項（第 5 条、第 31 条、第 34 条関係）												
事 務	条 項	内 容	委 任		専決権者							備 考	事 務	条 項	内 容	委 任		専決権者							備 考
					広 域 振興局			総 合 支 局			地 方 振興局							広 域 振興局			総 合 支 局			地 方 振興局	
			広 域 振 興 局 長	地 方 振 興 局 長	副 局 長	部 長	室 長	総 合 支 局 長	部 長	室 長	セ ン タ ー 所 長					部 長	室 長	副 局 長	部 長	室 長	総 合 支 局 長	部 長	室 長	セ ン タ ー 所 長	
[略]													[略]												
9 貸金業の 規制等に関 する法律(昭 和 58 年法律 第 32 号)の施 行に関する 事務		第 42 条 第 1 項 及び 第 2 項		[略]							9 貸金業法 (昭和 58 年 法律第 32 号) の施行に関す る事務		第 24 条 の 6 の 10 第 1 項 及び 第 3 項		[略]										
[略]													[略]												
備考 [略]													備考 [略]												
2 (総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項) 第 27 条 [略] 2 人事課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 [略] 人財給与担当課長専決事項 (1)～(4) [略] (5) 職員の育児休業の承認に関すること。 (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] 3～7 [略]													2 (総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項) 第 27 条 [略] 2 人事課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。 [略] 人財給与担当課長専決事項 (1)～(4) [略] (5) 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。 (6) 職員の自己啓発等休業の承認に関すること。 (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] 3～7 [略]												
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

この規則は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。